

令和3年8月11日の大雨災害の被災者に対する 一部手数料」の免除について

令和3年8月11日からの大雨による災害の被害の甚大さに鑑み、同災害による被害者の経済的負担を軽減するため、佐賀県手数料条例の規定に基づき、自動車保管場所申請のための手数料が免除されることになりましたのでお知らせします。

対象となるのは、災害発生日（令和3年8月11日）以降、令和4年8月末日までに自動車保管場所申請を代理で申請する場合、災害により車両が被災し、新たに車両を購入するために申請を余儀なくされたケースでは、申請手数料を免除又は、既に納付済みの場合は還付ができますのでご確認ください。

- 1 災害に起因して納付した自動車保管場所申請手数料は、免除又は還付されます。
- 2 別紙の災害救助法が適用された地域において車両が被災された方が免除又は、還付の対象となります。
- 3 申請窓口は、自動車保管場所を申請する警察署交通課窓口になります。
- 4 免除又は還付の申請手続きは、申請窓口に尋ねてください。

なお、電子申請にて納付された自動車保管場所申請手数料も同様に申請手数料が還付されます。

※制度の詳細や申請のための様式は、佐賀県警察のホームページで確認ください。

別紙

手数料免除措置の適用被災地

この表は、令和3年8月11日からの大雨による災害に際し、災害救助法が適用された地域（災害発生市町村）を表します（令和3年8月18日現在）。

長野県 2市3町1村	おかやし すわし かみい なぐんたつのまち きそぐんあげまつまち 岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町、木曾郡上松町、 木曾郡王滝村、木曾郡木曾町
島根県 1市2町	ごうつし おおちぐんかわもとまち おおちぐんみさとちょう 江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町
広島県 3市1町	ひろしまし みよしし あきたかたし やまがたぐんきたひろしまちょう 広島市(全区)、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町
福岡県 3市	くるめし やめし 久留米市、八女市、みやま市
佐賀県 2市1町	たけおし うれしのし きしまぐんおおまちちょう 武雄市、嬉野市、杵島郡大町町
長崎県 2市	うんぜんし みなみしまばらし 雲仙市、南島原市

※ 手数料を免除するには、上記市町村で被災していることが要件となります。